

●香川県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年12月15日から平成30年1月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾川国分寺線（183号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町大字萱原字北1063 番133地先から 綾歌郡綾川町大字萱原字北1092 番地先まで	12.1~40.8	43	平成29年香川県告示第60号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成29年12月15日